

平成 30 年 2 月 1 日

施術者 各位

大阪府後期高齢者医療広域連合

はり・きゅう、あん摩・マッサージ施術療養費のショートステイ時における
往療料算定に係る取扱い変更について

標記について、本広域連合に提出された療養費支給申請書において、下記のとおり、審査の取扱いを変更しましたのでお知らせします。

記

本広域連合では、従来からショートステイ時における往療料算定は原則認めておりませんが、今後につきましては、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等や、施術所へ通所して治療を受けることが困難な場合と認められる状況の有無、患者自宅以外で施術を行った場合、それが適切なものかを含め総合的に判断します。その結果、算定を認めた場合は往療料を支給することといたします。

なお、当該取扱い変更については、平成30年2月審査(平成30年2月13日提出締切分)より適用することになりましたので、ご注意ください。

- ※1 ショートステイ往療料を算定する際の添付書類(被保険者の申立書や施設の入所証明書等)については、提出不要です。
- ※2 同一月内で、ショートステイと自宅等の複数の往療先にて施術を行った場合、それが適切なものと判断されれば、複数の往療先についても往療料の算定を認めます。

以上

【問い合わせ先】

大阪府後期高齢者医療広域連合
給付課 事業グループ
担当 田端・柳原
電話 06-4790-2031